

令和3年度 老人福祉施設指導監査 状況一覧

運営主体	施設種別	施設名	所在地	実地・書面の別	実地監査年月日	結果通知日	文書指摘事項	改善状況
(福)あすなる会	特別養護老人ホーム	白兎あすなる	鳥取市	実地	R3.10.29	R3.12.28	非常災害対策計画について、必要な項目が一部不足しているため追加すること。(災害時の人員体制)	避難確保計画(非常災害対策計画兼ねる)に災害時の人員体制についての記載を追加した。
(福)あすなる会	特別養護老人ホーム	気高あすなる	鳥取市	実地	R3.11.26	R3.12.28	消防法上の消火訓練及び、避難訓練について、令和2年度中の実施がそれぞれ1回、0回であったので、年に2回ずつ実施すること。	令和3年度以降は、消防署へ訓練通知書を提出した上で新型コロナウイルス対策を講じて実施いたします。 (令和3年度実施状況・予定含む) 消火訓練1回目:令和3年6月15日実施済 消火訓練2回目:令和3年10月7日実施済 避難訓練1回目:令和3年10月7日実施済 避難訓練2回目:令和4年1月28日予定 ※避難訓練2回目については、気高消防署へ訓練通知書提出済み。
(福)鳥取福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム若葉台(地域密着型・ユニット型併設)	鳥取市	実地	R3.12.10	R4.1.20	文書指摘事項なし	
(福)やず	特別養護老人ホーム	小規模特別養護老人ホームきたやま(地域密着型)	八頭町	実地	R3.12.17	R4.1.4	令和2年度に実施した消防訓練について、消火訓練は1回、通報訓練は0回と法定の回数(消火訓練2回/年、通報訓練1回/年)を満たしていなかったため、適切に実施すること。	令和3年度の消防訓練について、 ①令和3年7月29日:避難訓練(1回目)実施 ②令和3年11月16日:消火訓練(1回目)、避難訓練(2回目)、通報訓練実施 消火訓練の2回目については3月に予定。次年度以降は防火管理者が計画したものを、施設長と管理表の確認をしながら、必要な訓練をしていく。
(福)れしーぶ	特別養護老人ホーム	ホワイトガーデンゆず	八頭町	実地	R3.12.24	R4.1.20	消防訓練について、令和2年度中に実施したものは、消火訓練年1回、避難訓練年2回(避難訓練のうち1回は消防署に自衛消防訓練通知書を未提出)であった。消防法に定める消防訓練は、あらかじめ自衛消防訓練通知書を提出したうえで、消火訓練及び避難訓練年2回以上、通報訓練年1回以上実施することとなっているので、適切に実施すること。	指摘事項に対し、施設全職員で確認し、施設内の防災環境委員会でも、再度滞りがないよう訓練を実施するように確認を行う。 令和3年度の消防訓練について、 ①令和3年10月19日:消火訓練(1回目)、避難訓練(1回目)、通報訓練実施 ②令和4年2月15日:消火訓練(2回目)、避難訓練(2回目)、通報訓練実施
							事故発生防止のための職員に対する研修について、令和2年度中の実施が見られなかった。については、年2回以上実施すること。	施設内の事故・リスク対策委員会に事故対策担当を設置し、施設全体に事故防止の対応や研修を行う。
(福)鳥取福祉会	養護老人ホーム	鳥取市なごみ苑	鳥取市	書面		R4.2.14	文書指摘事項なし	
(福)ふれあい	軽費老人ホーム	岩井長者寮	岩美町	書面		R4.2.4	文書指摘事項なし	
(福)フォイボス	軽費老人ホーム	里久の里	岩美町	書面		R4.2.14	文書指摘事項なし	
(福)こうほうえん	ケアハウス	いなば幸朋苑	鳥取市	書面		R4.2.4	文書指摘事項なし	
(福)こうほうえん	ケアハウス	新しいなば幸朋苑	鳥取市	書面		R4.2.4	文書指摘事項なし	
(福)だんのさと	ケアハウス	暖の里	鳥取市	書面		R4.2.4	文書指摘事項なし	
(福)だんのさと	ケアハウス	暖の里新館	鳥取市	書面		R4.2.4	文書指摘事項なし	
(福)やず	ケアハウス	すこやか	八頭町	書面		R4.2.4	文書指摘事項なし	
(福)あすなる会	ケアハウス	あすなる	鳥取市	書面		R4.2.4	消防法に定める消火訓練について、年2回実施すべきところ、令和2年度中の実施が1回となっていた。については、適切に実施すること。	令和3年度以降は消防訓練を実施する際は、必ず消防訓練通知書を提出。新型コロナウイルス等の感染対策を講じて訓練を実施します。 (令和3年度実施状況・予定を含む) 総合訓練1回目:令和3年10月18日 総合訓練2回目:令和4年2月8日 予定 総合訓練3回目:令和4年3月14日 消防署に自衛消防訓練通知書は提出済み
(福)親誠会	ケアハウス	ひまわり鳥取	鳥取市	書面		R4.2.14	文書指摘事項なし	
(福)れしーぶ	ケアハウス	ぬくもり	八頭町	書面		R4.2.4	消防法に定める消火訓練について、年2回実施すべきところ、令和2年中の実施が1回となっていた。については、適切に実施すること。	令和3年の消防訓練(2回実施)は訓練内容を適切に実施している。 ①令和3年6月30日:総合訓練実施 ②令和3年11月24日:総合訓練実施

改善状況欄について
 ・一部表現を変更し、要点を記載している。
 ・改善状況等報告書提出時点のもの。